

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 汚泥焼却設備長寿命化対策工事

2. 随意契約理由

本工事は、川俣水みらいセンターに設置されている脱水ケーキホップ等の長寿命化対策を行うものです。

本機器は、安定した汚泥焼却を行ううえで重要な機器であるが、老朽化に伴い腐食や摩耗等が進んでおり、安定した運転に支障があるため、長寿命化対策工事を実施するものです。

本機器は、日本碍子株式会社が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び工事施工に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要です。

また、汚泥貯留設備（脱水ケーキホップ）、燃焼・流動用空気供給設備（流動ブロワ）、及び灰移送設備（各コンベア）など、多くの機器が一つのシステムとして機能、性能を発揮するよう、各設備に関する処理フローについて、熱収支・物質収支計算等を含むシステム設計に基づき各機器が設計、製作されていることから、システム全体の性能確認が必要であり、他社では施工できないものであります。

なお、日本碍子株式会社は、環境関連事業を株式会社 NGK 水環境システムズに継承した後、富士電機水環境システムズとの合併によりメタウォーター株式会社に事業継承しました。

以上のことから、本工事を施工できるのはメタウォーター株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社関西営業部と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積り省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。